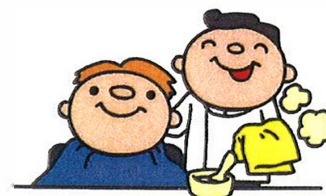


# 生活衛生同業組合活動推進月間が始まります！

生活衛生同業組合は、生衛法に基づき設立された生衛水準の向上等を使命とする同業者の組織であり、生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の推進においても重要



な社会的基盤です。しかしながら、生衛法の制定後50年余年が経過するなかで、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識



の希薄や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることが否めない状況にあるため、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会は11月1日から30日までを「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め関係機関や関連団体の連携のもとに、生活衛生同業組合の周知広報や

組合活動活性化の取り組みを重点的に展開する月間となっております。当センターにおいても本事業について周知広報事業の実施など事業協力をおこなってまいります。

